

「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用取扱要綱

平成24年10月16日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」(以下「シンボルマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマークの使用目的)

第2条 シンボルマークは、徳島県における高圧ガス保安の共通マークとして、これを徳島県(以下「県」という。)及び徳島県内の高圧ガス保安団体等が、高圧ガス保安関係者の連帯及び保安意識の高揚並びに県民一般の高圧ガス保安に関する理解増進を図り、もって県民生活や産業活動に欠かすことのできない高圧ガスの保安の強化に資するために使用するものとする。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- 一 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
- 二 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

2 前項の「徳島県内の高圧ガス保安団体等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 徳島県高圧ガス地域防災協議会(以下「協議会」という。)
- 二 徳島県一般高圧ガス保安協会
- 三 一般社団法人徳島県エルピーガス協会
- 四 徳島県冷凍設備保安協会

五 申請の内容が、第4条の使用承認基準に適合し、かつ、この要綱の規定を遵守すると認められる者として、前3号に掲げる団体から推薦のあった者

(使用承認の申請等)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用承認申請書(様式第1号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- 一 県が使用する場合。ただし、シンボルマークを管理する県危機管理部消防保安課長(以下「管理者」という。)の了承を必要とする。
- 二 前条第1項ただし書に該当する場合。

2 県は、前項の規定により使用承認申請書が提出されたときは、審査を行い、適正と認められた場合は、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用(変更)承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

3 県は、前項の審査に際し、提出されたもののほかに必要な書類等があるときは、その提出を申請者に対し求めるものとする。

(使用承認の基準)

第4条 前条第1項の規定による申請に係る使用は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- 一 第2条第1項に規定する使用目的に適合するものであること。
- 二 シンボルマークを正しい使用方法に従って使用するものであること。

- 三 県及び高圧ガス保安活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがないものであること。
- 四 県及び高圧ガス保安の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがないものであること。
- 五 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがないものであること。
- 六 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがないものであること。
- 七 別紙1に掲げるシンボルマークのデザインを変更、改変しないものであること。
ただし、著作権者である県に協議し、許諾を得たものは、この限りでない。
- 八 立体物又は商品として使用するものではないこと。ただし、著作権者である県に協議し、許諾を得たものは、この限りでない。
- 九 その他不適当な使用ではないこと。

2 前項第七号及び第八号の協議については、管理者と行うものとする。

3 管理者は、必要と認めるときは、申請のあったシンボルマークの使用に係る事業を所管する課の意見を聞くものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 シンボルマークを使用する者は、別記「徳島県高圧ガス保安シンボルマークデザインマニュアル」に従い使用するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途にのみ使用し、県の指示する使用条件に従うこと。
- 二 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。
- 三 定められた色、形等を正しく使用すること。
- 四 シンボルマークの形の変更、裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用使用はしないこと。
- 五 原則として、シンボルマークに近接して承認番号を明記すること。
- 六 第3条第2項の承認を得てシンボルマークを使用した者は、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用報告書(様式第3号)に当該使用に係る物件の完成見本を添付し、速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第6条 シンボルマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用承認内容変更申請書(様式第4号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

3 第3条第3項の規定は、第1項の申請に係る審査に準用する。

(承認の取消)

第7条 県は、シンボルマークの使用がこの要綱又は承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が

生じても、県はその責めを負わないものとする。

- 2 前項の承認の取消は、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用承認取消通知書（様式第5号）をもって行うものとする。
- 3 前項の規定により承認を取り消されたものは、取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示等をしてはならない。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークの使用取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

- 2 この要綱に定めのない事項について、使用の承認に関する疑義が生じた場合は、県は、使用の承認を受けた者と協議の上、必要な事項を定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月23日から施行する。ただし、次項の規定は、この要綱の制定の日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、県と協議会が、シンボルマーク制定の周知と活用促進のため製作し、平成24年10月23日に開催される徳島県高圧ガス保安大会以後相当の期間内に配布するバッジ等へのシンボルマークの使用については、同項の承認を要せず、協議会との協議を経て、同開催日までに県が別途決定するものとする。

様式第 1 号

「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用承認申請書

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

住所

名称（団体名又は事業者名及び代表者名）

印

「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」を使用したいので、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用取扱要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用取扱要綱を遵守することを誓約します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用対象物件（見本，設計書等を添付。）
- 3 使用方法
- 4 使用数量
- 5 使用期間
- 6 その他（必要に応じ書類等を添付）
- 7 連絡先（担当者，電話番号等）

※ 申請者が、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用取扱要綱第 2 条第 2 項第 5 号に該当する者である場合は、同号の規定による推薦を要す。（次のように申請書の末尾に記載するか、又は別紙推薦書の添付による。）

上記の申請について、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」第 2 条第 2 項第 5 号の規定に基づき推薦します。

推薦理由

平成 年 月 日

保安団体名・代表者名

印

(申請者) 殿

徳島県知事

「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用（変更）承認書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用取扱要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項（第 6 条第 1 項）の規定に基づき、次の条件を付して承認します。

- 1 承認内容は、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用承認（内容変更）申請書のとおりであること。
- 2 「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」の使用に際しては、要綱の規定を遵守すること。
- 3 要綱第 5 条第 5 号の規定に基づき原則として明記すべき承認番号は、次のとおりとする。
承認番号：高シ第 号
- 4 要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき県が当該承認を取り消した場合、当該承認を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わないものであること。
- 5 その他特記事項

(注) 申請の内容に応じて、適宜必要な事項を追加し、また、不要な事項を削除することができる。

様式第3号

「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用報告書

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

住所

名称（団体名又は事業者名及び代表者名）

印

「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」を下記のとおり使用したので、報告します。

記

- 1 承認番号：高シ第 号
- 2 使用した物件
別添完成見本（又は写真）のとおり。
- 3 使用開始年月日
平成 年 月 日
- 4 その他
当該承認の内容のとおり。

様式第4号

「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用承認内容変更申請書

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

住所

名称（団体名又は事業者名及び代表者名）

印

承認を受けた「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」の使用について、その内容を下記のとおり変更したいので、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用取扱要綱第6条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 承認番号：高シ第 号
- 2 変更事項
- 3 変更理由

※ 申請者が、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用取扱要綱第2条第2項第5号に該当する者である場合は、同号の規定による推薦を要す。（次のように申請書の末尾に記載するか、又は別紙推薦書の添付による。）

上記の申請について、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」第2条第2項第5号の規定に基づき推薦します。

推薦理由

平成 年 月 日

保安団体名・代表者名

印

殿

徳島県知事

「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用承認取消通知書

このことについて、「徳島県高圧ガス保安シンボルマーク」使用取扱要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり承認を取り消します。

- 1 取り消す承認の内容
 - (1) 承認番号：高シ第 号
 - (2) 使用目的
 - (3) 使用対象物件
 - (4) 使用方法
 - (5) 使用数量
 - (6) 使用期間
- 2 取消の理由
- 3 その他特記事項

(注) 適宜必要な事項を追加し、また、不要な事項を削除することができる。